

社会福祉法人廿日市市社会福祉協議会

平成 3 1 年 度 事 業 計 画

はじめに

国は今後の福祉改革の基本コンセプトとして「地域共生社会の実現」を位置づけ、社会福祉法等において住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援することなどを示しています。

その体制づくりの中心的な機関は、社協のほか、地域包括支援センター、生活困窮者自立支援事業における自立相談支援機関など、各福祉制度における相談・支援機関とされています。このことは社協の役割と具体的な事業・活動への期待が一層高まっているといえる一方で、地域福祉の中核的な組織の担い手が社協に限定されるものではなくなる可能性を含んでいます。

地域共生社会の実現に向けては、これまでに廿日市市社協が提供、実施してきた福祉サービスや事業・活動を、地域の生活課題・福祉課題にあわせて、世代や分野をまたがって総合的に提供し、全世代・全対象型に転換していくことが必要となります。

市においても、新たな社会環境の変化や、10年後、20年後を見据えた多様な主体の担うべき役割を共有しあうために、「つながりあい 一人ひとりが 自分らしく暮らせるまち はつかいち」を基本理念とする第2期地域福祉計画を策定しています。市社協の地域福祉活動計画は市の計画と連動しており、共に平成32年度までの推進期間となっています。

今後は、市社協が実施する事業・活動の方向性と果たすべき役割を改めて確認しながら、各地域での取組みがより一層推進されるよう、関係機関・団体等との連携・協働をすすめていきます。

基本方針

いわゆる「地域福祉の“施策化”」に向けた対応にあたっては、地域福祉を推進する多様な主体と手を取り合いながら、社協がその中核的な役割を果たしていくことが必要となります。地域から寄せられる社協への期待と、社協を取り巻く経営環境の把握・分析をもとに、地域福祉の推進をリードするためには、さまざまな主体をコーディネートし、地域の生活課題の解決に向けて、効果的に連携・協働して事業・活動を展開することがますます重要になります。

その実現に向けた取組みを計画的に進めるため、次の4点を基本方針として、誰もが安心して自分らしく暮らせる「福祉のまちづくり」の推進に取り組みます。

基本方針① みんなで支え合って暮らせる地域づくり

基本方針② 願いをカタチにしていく事業づくり

基本方針③ 福祉の“わ”を広げる人づくり

基本方針④ 魅力ある社協組織づくり

重点的な取組み

平成31年度は、次の事項を基本目標に事業を展開していきます。

(1) 社会参加や役割発揮のための人づくり、参加の入口づくりを進めます

地域活動をしていくきっかけづくりに取り組みます。

(基本方針 ① ③)

(2) 組織（主体）の意識や活動を進化させます

地域の中で福祉を考える中心的な組織と連携すると共に、組織の抱える課題の解決方策を一緒に考えていきます。

(基本方針 ② ③)

(3) 地域の問題解決に必要な情報を共有します

地域の問題を解決するにあたって、情報の収集を行うと共に解決に向けて関係機関と情報共有し情報発信を行います。

(基本方針 ② ④)

(4) 社会的孤立を見逃さないための仕組みづくりを進めます

社会的に孤立しがちな人たちへの直接的な支援と、その支援を通じて、地域や関係機関との連携に努めていきます。

(基本方針 ① ③)

(5) 多様な主体の強みを生かした新しい支えあいを育てます

福祉の機関だけではなく、他機関、他職種との連携の中で新たな事業を組み立てていきます。

(基本方針 ④)

(目次)

○施策体系図	P. 4～P. 5
--------	-----------

○事業計画

廿日市市の地域福祉計画の基本目標に沿って編成してあります。

◆廿日市市全域事業	P. 6～P. 16
◆廿日市地域事業	P. 17～P. 19
◆佐伯地域事業	P. 20～P. 22
◆吉和地域事業	P. 23～P. 25
◆大野地域事業	P. 26～P. 29
◆宮島地域事業	P. 30～P. 31

○円滑な事業推進体制のために	P. 32
----------------	-------

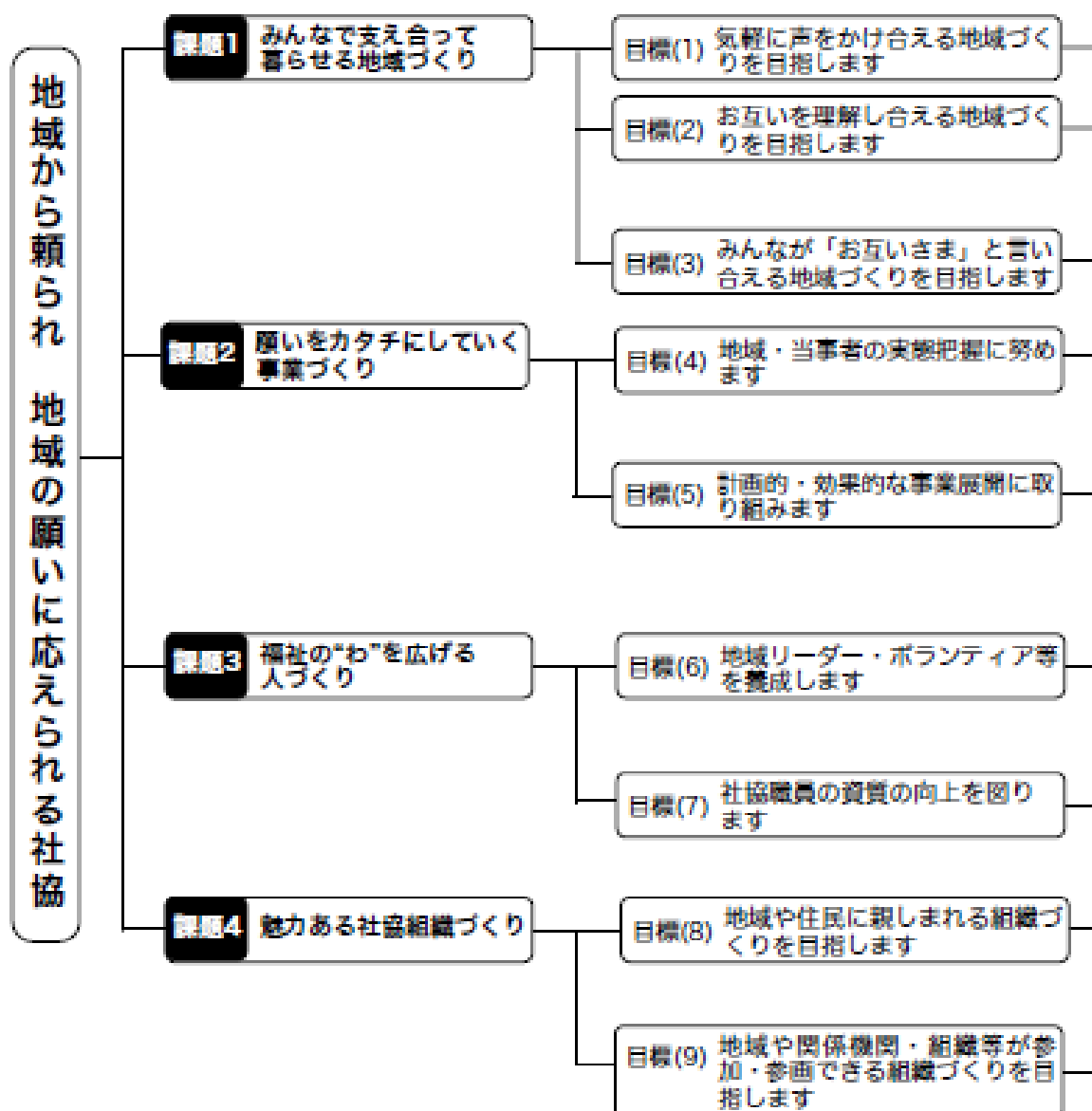
○役員会等開催計画	P. 33～P. 34
-----------	-------------

施策体系図と施策の具体

【目指す姿】

【課 題】

【目 標】



【行動計画】

- ① 行動計画①：みんなが集える場づくりやイベントを企画します
- ② 行動計画②：福祉教育を推進します
- ③ 行動計画③：当事者との交流を推進します
- ④ 行動計画④：地域の中で障がいのある人や高齢者が担える仕組みをつくります
- ⑤ 行動計画⑤：実態把握やニーズ把握のための仕組みづくりを行います
- ⑥ 行動計画⑥：実態やニーズの見える化を推進します
- ⑦ 行動計画⑦：事業ごとの目的の明確化・共有化を図ります
- ⑧ 行動計画⑧：事業を計画的・効果的に推進するための各種ツールを整備します
- ⑨ 行動計画⑨：エリア型、テーマ型リーダーを養成します
- ⑩ 行動計画⑩：多種多様なボランティアを養成します
- ⑪ 行動計画⑪：社協の使命・目的の共有を図ります
- ⑫ 行動計画⑫：専門知識・技術の習得を図ります
- ⑬ 行動計画⑬：地域・住民の社協認知度を高めます
- ⑭ 行動計画⑭：気軽に行き来できる社協にします
- ⑮ 行動計画⑮：地域ごとの参加・参画の仕組みをつくります
- ⑯ 行動計画⑯：住民提案型の地域福祉事業をつくります
- ⑰ 行動計画⑰：他機関・組織との連携を強化します

【廿日市市地域福祉計画の基本目標】

※廿日市市地域福祉計画に示されている5つの基本目標と地域福祉活動計画における行動計画との関連は以下のとおりです。

基本目標1

社会参加や役割発揮のための人づくり、参加の入口づくりを進めます

(関連行動計画：①、③、⑤、⑥、⑧)

基本目標2

組織（主体）の意識や活動を進化させます

(関連行動計画：⑦、⑧、⑩、⑫、⑬)

基本目標3

地域の問題解決に必要な情報を共有します

(関連行動計画：⑤、⑥、⑧)

基本目標4

社会的孤立を見逃さないための仕組みづくりを進めます

(関連行動計画：②、③、④、⑤、⑥)

基本目標5

多様な主体の強みを生かした新しい支えあいを育てます

(関連行動計画：③、④、⑦)

基本目標（１） 社会参加や役割発揮のための人づくり

参加の入口づくりを進めます

廿日市市内では、さまざまな地域で福祉活動が活発に行われています。自分のできることを地域の中で発揮しながら活動されている人がたくさんいます。しかし、その活動にたどりつけない、きっかけがつかめない人もたくさんいると思われます。

この目標では、地域活動をしていくきっかけとなる講座の展開、そして、気軽に参加でき、役割を発揮できる場を作っていくための事業を行います。

1 ボランティア活動支援事業（市補助 55 千円）〈行動計画 10〉

福祉活動の担い手であるボランティアの活動の円滑な推進とともに、市内の小中学校が取り組む福祉教育活動を支援する。

- (1) ボランティア養成及び啓発活動
- (2) 福祉教育の支援（相談・ボランティア調整・体験指導・機材貸出等）
- (3) ささえ愛ネットはつかいちの活動支援

2 ファミリー・サポート・センター事業（市委託 8,494 千円）〈行動計画 4〉

地域で育児・介護等の援助を必要とする市民と、育児・介護等を支援したい市民を組織化し、相互援助活動を推進する。活動を通して、地域の中で顔見知り・知り合いを増やして困ったときや、助けてほしいときに気軽に「困った…」が言い合える・助け合える地域づくりを目指す。

- (1) 会員の増加をねらいとした住民組織・関係機関の会議などで事業の周知
- (2) 会員の組織化や資質向上のための研修会の開催
- (3) 活動中の提供会員へのサポートとアセスメント時における依頼会員の社会的役割の発見

[平成 31 年度重点的に取り組む事項]

- ・ファミサポ以外のボランティア活動の場やサロンなどへ積極的に出向き、多様な技量を持った人材を発掘する。
- ・地域で行われている助け合い活動と連携、役割分担を行う。

基本目標（２） 組織（主体）の意識や活動を進化させます

廿日市市内には、各コミュニティの単位で福祉を考えていく中心になる組織があります。地域の福祉を考えていくためには、まず地域に暮らすみんなが、自分たちの地域についての思いを話し合うことからスタートする必要がありますが、小さな地域では担い手が少なく集めることが難しい、大きな地域では、組織がたくさんあって一同に会することが難しいなど、その地域独特の課題があります。

この目標では、生活支援体制整備事業を通じて、地域福祉を考える核となる組織と連動しながら、福祉課題解決のための「地域の役割」を一緒に考えていきます。

1 生活支援体制整備事業（市委託 26,681千円）〈行動計画10〉

介護保険法の改正に当たり、高齢者の日常生活を支えていくための、生活支援の仕組みの充実や高齢者の社会参加促進に向けて、地域の多様な担い手による受け皿確保のための基盤整備を行い、多様な生活支援の仕組みを地域住民と共に創出する。

地域内で福祉課題の把握や解決方策の検討、地域資源の見える化、必要な活動の創出等について協議する協議体の設置を進める。

[平成31年度重点的に取り組む事項]

- ・協議体の立ち上げ支援のための地域への働きかけを継続し、市内28地区（コミュニティ）での協議体づくりを目指す。
- ・第2層協議体が立ち上がった地域においては、第3層協議体と連動し、地域の共通課題等を第1層協議体に提案し、解決方策の検討につなげる。

（廿日市地域）

第3層域（11地区）の協議体未設置地区への立ち上げ支援を計画的に進める。また、平成30年度に立ち上がった第2層協議体準備会の本格稼働を進め、第3層協議体と連動し、地域の共通課題の見える化を進める。

（佐伯地域）

第3層協議体設置に向けた働きかけを計画的に進め、第3層協議体メンバー（代表者）の地域ケア会議への出席を呼びかける。また、第2層域と第3層域が連動することで、地域ケア会議の協議体機能の強化につなげる。

（吉和地域）

「生涯暮らし続けられる吉和地域をつくる会」を、吉和地域の第2層協議体と捉え、協議の場の提供、情報提供・情報収集・啓発研修などを行う。

（大野地域）

第2層協議体（大野地域福祉推進委員会）の運営、大野第2・8区の第3層協議体の支援、及び他の区の第3層協議体設置に向けた働きかけを行う。

（宮島地域）

宮島地域推進コミュニティ協議会に、協議体の機能を持ってもらうよう継続的に働きかける。

基本目標（３） 地域の問題解決に必要な情報を共有します

地域の問題を解決するに当たっては、同じようなことで悩んでいた地域の解決方法を知ることが、解決に向けての大きな方向付けになっていきます。個別の問題を抱えている人については、関係機関が情報を共有することで、困りごとを抱えている人への各機関の役割が明確になっていきます。

この目標では、情報収集に向けての事業、地域や関連機関に向けての情報発信の事業を行なっていきます。

１ 福祉総合相談事業（市補助 1,514 千円）＜行動計画17＞

福祉に関する総合的な相談窓口として適切な助言や各種専門機関の紹介等を行うと共に、ニーズキャッチに努める。

(1) 心配ごと相談員による心配ごと相談の実施

廿日市地域：毎週火・金曜日

佐伯地域：毎週水曜日

吉和地域：第２・４月曜日

大野地域：第１・２・３・５木曜日（大野事務所）・第４木曜日（大野東市民センター）

宮島地域：第１・３月曜日

※各地域 １３：００～１６：００

(2) 職員による福祉総合相談の実施

平日 ９：００～１７：００

(3) 専門相談の実施

ア 司法書士法律相談（年１２回）の実施

イ 認知症介護相談（隔月：廿日市地域・毎月１回：大野地域）の実施

(4) 心配ごと相談員研修の開催

市民の抱える悩みが多様化、複雑化、専門化している中、心配ごと相談員の研修会（全域：年１回、廿日市地域：年４回、佐伯・吉和・大野・宮島地域：年１回）を開催し、相談対応力の強化を図る。

(5) 相談傾向の分析と福祉ニーズの把握

[平成３１年度重点的に取り組む事項]

- ・小冊子「くらしの相談」の情報を随時更新し、市社協ホームページや広報紙等を活用し、市民に周知する。
- ・相談員全体研修を定期的で開催し、相談員の相談スキルの向上を図る。
- ・大野地域に新たに心配ごと相談所（大野東市民センター）を開設する。

２ 広報啓発事業（自主・共募・市補助 3,976 千円）＜行動計画13＞

広報紙の発行やホームページを利用した情報提供を通じ、市民や各種関係機関に広く市社協の取組みや市内の福祉活動の動向を知らせ、住民の福祉への関心を高め、福祉活動への協力者を増やしていく。

(1) 市社協パンフレットの発行

(2) 市社協広報紙「あいとぴあ」の発行

(3) ホームページの運営

[平成31年度重点的に取り組む事項]

- ・市社協広報紙「あいとぴあ」の記事内容を、単に活動報告、募集内容、研修案内等にとどまらず、事業方針や展開について重点を置き発信し、具体的な活動内容や思いが伝わりやすくなるよう、特集の組み方やレイアウトを工夫する。
- ・ホームページを活用して、今後も随時「お知らせ」を更新し、分かりやすく実用的な「事業・サービス紹介」を増やした情報を発信する。

3 情報支援事業（市委託 3,436 千円）〈行動計画4〉

視覚・聴覚障がい者が、情報支援を受けることによって、社会参加の機会の拡充を図り、また地域社会の受入れ態勢の整備に努める。

(1) 奉仕員養成講座の実施

ア 視覚・聴覚障がい者の社会参加を支援し、障がいがある人への理解を深めるための各奉仕員養成講座の開催

イ 活動中の奉仕員のスキルアップのための講座や、利用者の声を反映させるための奉仕員との意見交換会、情報交換会などの開催

(2) 視覚障がい者へ音訳テープ、デイジー録音、点字本による情報提供

広報はつかいち、市議会だより、あいとぴあ、さくらびあ物語、その他刊行物の音訳、点訳

(3) 市、各団体から依頼された講演会、会議等への手話奉仕員、要約筆記奉仕員の派遣調整

[平成31年度重点的に取り組む事項]

- ・要約筆記奉仕員養成講座を開催する。

基本目標（４） 社会的孤立を見逃さないための 仕組みづくりを進めます

高齢者や障がいのある人たちへの制度サービスは、徐々に整備されてきてはいますが、どうしてもその制度サービスに当てはまらない問題を抱える人たちも地域には存在します。家族全員が生活のしづらさを抱えていて、サービスにたどりつけない人たちや、制度やサービスでは解決が難しい生活課題を抱えた人たちなどです。

この目標では、高齢や障がい、その他さまざまな理由で社会的に孤立しがちな対象者への支援を行います。また、その解決を通じてさまざまな組織や機関と連携し、制度サービスにつながっていない人たちの発見や支援を行なっていきます。

1 福祉車両貸出事業（市委託 4,168 千円）〈行動計画13〉

身体上の障がいなどによって、日常生活を営むのに必要な移動手段が一般車両では困難な人に対して、福祉車両を貸し出し、移動を支援する。

[平成31年度重点的に取り組む事項]

- ・市の運行要綱に沿った事業の在り方と利用者にとって使いやすい、公平な事業となっているかについて検討する。
- ・利用促進に向けた周知を行う。

2 認知症高齢者支援事業（市委託・自主・共募 1,357 千円）〈行動計画4、5〉

認知症等になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域づくりを目指し次のことに取り組む。

(1) 認知症にやさしい地域づくりネットワークの形成

地域の公共機関、FM放送局、町内会、事業所などのネットワーク協力機関の連絡網を通じ、早期発見・早期保護の迅速化、保護後のケア体制の強化

ア はいかいＳＯＳネットワーク運営会議（年１回）の開催

イ 啓発活動の実施

(イ) 講演会（年１回）の開催

(2) 徘徊高齢者家族支援サービスの実施

徘徊等がある人の家族等への位置検索端末機器の貸出し（位置検索端末機の調査、検証による機器の見直しを行う）

(3) 認知症高齢者支援会議の開催

認知症の人と家族の会、市民の会、日本赤十字広島看護大学、地域包括支援センター、市高齢介護課、市老人クラブ連合会、認知症初期集中支援チーム等と共に認知症関連の課題や取り組みについて協議し、実践につなげる。

(4) 認知症サポーターの養成及びキャラバン・メイト活動との連携

ア 認知症サポーター養成講座の開催（地域・職域・学校）

イ 認知症サポーターによる実践編の検討

ウ キャラバン・メイトの住居や職場の近くで開催する講座への参加要請

(5) キャラバン・メイト連絡協議会の運営

ア キャラバン・メイト運営推進委員会（年２回）の開催

- イ キャラバン・メイト全体会及び研修会（年２回）の開催
- ウ キャラバン・メイト地域部会の開催

[平成３１年度重点的に取り組む事項]

- ・徘徊高齢者家族支援サービスの貸出機器であるココセコムについて、現貸出機器より性能等が優れた機器があれば移行を検討するため、アンケート調査の分析や機器の試行により、平成３２年度からの移行に努める。
- ・各市民センター、市役所等での認知症サポーター養成講座を開催する。（廿日市地域）
- ・大野地域の住民全体を対象とした認知症サポーター養成講座を開催する。（大野地域）

３ 地域のつどいの場立上げ支援事業（市委託 949 千円）〈行動計画４、５〉

地域の高齢者が集える場の新規立ち上げに対し助成金を交付し、新たなつどい・サロンづくりの支援を行う。

４ 生活困窮者自立相談支援事業（市委託 21,400 千円）〈行動計画５〉

経済的に困窮している世帯やその可能性のある世帯（生活困窮世帯）の生活や就労などの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うと共に、市関係課や福祉就労等の関係機関と連携し、さまざまな支援を包括的かつ早期に行い、自立の促進に努める。

また、経済的に困窮し、食料等に困っている人たちに対し、緊急で一時的に必要な食料を提供することにより、生活困窮世帯の自立を促進する。

（１）自立相談支援事業

ア 訪問支援等（アウトリーチ）も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援する。

生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口を置くことで、情報とサービスの拠点として機能させる。

イ 一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画（自立支援計画）を作成する。また、地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりを担う。

（２）住居確保給付金の相談・申請受付

離職等により経済的に困窮し、住宅を失った又はそのおそれが高い生活困窮世帯であって、所得等が一定水準以下の世帯に対して、有期で住居確保給付金を支給し、安定した住居の確保と就労自立を促進する。

５ 生活困窮者家計改善支援事業（市委託 4,707 千円）〈行動計画５〉

生活困窮者自立相談支援機関「はつかいち生活支援センター」が包括的・一体的に「生活困窮者家計相談支援事業」を実施する。

相談者の家計の状況の「見える化」を行い、本人の経済的自立への意欲を引き出し、アセスメント（家計診断）、家計支援計画の作成（支援の提案）、家計表等の活用や出納管理を通じて家計収支の均衡を図り、家計管理能力を高めるための支援を行う。

（１）家計管理に関する支援（家計診断、家計表・家計支援計画の作成）

（２）滞納（家賃、税金、公共料金等）の解消や年金など各種給付制度等の利用に向けた支援

（３）債務整理に関する支援（多重債務者相談窓口）

（４）必要に応じた生活資金貸付のあっせん

（５）他の支援機関へのつなぎ

6 生活困窮世帯の子どもの学習支援事業（市委託 2,874 千円）〈行動計画 5〉

生活困窮者自立相談支援機関「はつかいち生活支援センター」が包括的・一体的に「生活困窮世帯の子どもの学習支援事業」を実施する。

「貧困の連鎖」を防止する観点から、生活困窮家庭の子どもへの学習支援や仲間と出会い活動できる居場所づくり、学習の重要性についての保護者の理解の促進などの支援を実施する。

- (1) 訪問による学習支援
 - ア 子どもに対する学習支援
 - イ 親に対する包括的支援
- (2) 相談支援体制の構築
- (3) 生活困窮世帯の子どものアウトリーチ及び学習情報の収集
- (4) 関連事業又は関連機関・団体とのネットワークの構築

7 生活困窮者支援体制推進事業（新規）（市委託 8,221 千円 共募 250 千円）〈行動計画 4〉

生活困窮者の生活改善や就労支援等、相談者一人ひとりに合わせた支援を強化すると共に、個別の相談によって把握した地域課題の蓄積を基に、支援が必要な人の社会的孤立の防止と早期発見や自立支援のためのネットワーク等の取組みを推進し、生活困窮者の自立を促進する。

- (1) 就労訓練の推進
 - 就労訓練事業者を開拓するための仕組みづくりを行い、就労訓練事業の推進を図る。
- (2) 住居支援の取組強化
 - 生活困窮者が自立した生活を継続していくために必要な住居に関する社会資源を開拓する。
- (3) 住民参加型生活困窮者支援事業（フードバンク事業）
 - 生活困窮者が自立した生活を継続するために必要な物資（食料品・生活に必要な器具什器など）の収集の企画・実施と、収集物資の管理・運営を行う。

8 福祉サービス利用援助事業（県社協委託・自主 8,730 千円）〈行動計画 17〉

高齢や障がいによって判断能力が低下し生活に不安がある人たちの権利擁護にあたると共に、一層の支援体制充実に向けた取組みを進める。

- (1) 生活支援員の確保、資質の向上
 - ア 社協のネットワーク等を通じた新規生活支援員の確保
 - イ 生活支援員を対象とした研修会及び交流会（年 2 回）の開催
 - ウ 新規生活支援員確保のため、生活支援員研修会の開催
- (2) 関係機関との連携強化
 - ア 多問題家族における生活課題や虐待のあるケース等の解決にあたるため、専門職、行政、民生委員、諸機関及び近隣住民との連携の強化
 - イ 利用者への長期にわたる安定的な支援の実施や困難ケースの支援について対応していくために、弁護士等専門職との「利用調整会議」（年 1 回）の開催
 - ウ 金融機関や医療機関、法律関係機関等との連携を強化するため「運営連絡会議」（年 1 回）の開催
 - エ 困難ケースについては、課題解決のための担当者会議の適宜開催
- (3) 組織内の連携強化及び担当職員の資質の向上
 - ア 廿日市事務局内の「かけはし局内会議」（月 1 回）の開催
 - イ 各事務所担当者との「かけはし担当者連絡会」（年 2 回）の開催
 - ウ 全社協、県社協などが行う研修会や会議への参加

- (4) 利用者自身の地域福祉活動への参画による孤立の解消とそれを支える地域づくり
- ア 利用者自身のこれまでの経験、特技などの「強み」と地域との接点づくり
 - イ 守秘義務等を考慮しながら、専門職以外の「利用者の理解者」を増やし、利用者が地域で役割を持ちながら生活を送ることができる地域づくり
- (5) 事業の周知及びニーズの掘り起こし
- ア 広報紙やホームページによる市民への周知
 - イ 出前事業説明会の実施
 - ウ 事例を通してのニーズ把握

[平成31年度重点的に取り組む事項]

- ・本事業における事例検討会を行い、職員の資質向上や適性な支援体制づくりに取り組む。
- ・安心してもらえる支援を継続的に行なっていくため、利用者からの預かり物や個人情報等の取扱いについて、職員研修の実施や所内手続きの改善等を行い、管理体制の強化に取り組む。

9 法人後見事業（自主 1,460 千円）〈行動計画17〉

法人として成年後見人、保佐人若しくは補助人を担うことによって、成年被後見人、被保佐人又は被補助人（以下、成年被後見人等）を保護、支援し、誰もが安心して日常生活を送ることができる地域づくりに取り組む。

(1) 関係機関との連携強化

法人後見事業運営委員会の開催し、成年被後見人等の権利擁護のため、弁護士、司法書士、社会福祉士等の職能団体及び行政等とのさらなるネットワークの強化に努めるとともに成年後見制度利用促進法に基づく体制づくりを検討していく。

(2) 組織内の連携強化及び担当職員の資質の向上

- ア 担当者研修会及び後見支援員研修会の実施
- イ 全社協、県社協などが開催する研修会や会議への参加

(3) ニーズの掘り起こし

福祉サービス利用援助事業（かけはし）契約者の中で、成年後見制度の活用が必要な人に対して、円滑な制度移行を支援する。

[平成31年度重点的に取り組む事項]

- ・安定して事業を運営できるように事務局職員及び後見支援員の資質向上に努める。
- ・安全に貢献事務を遂行できるように財産管理及び各種手続き等における業務の標準化、マニュアル作成に取り組む。
- ・市担当課や家庭裁判所等と廿日市市における成年後見制度利用促進法における事業展開を考えていくため、協議を重ねていく。

10 生活福祉資金貸付事業（県社協委託 1,789 千円）〈行動計画11〉

低所得者・障がい者・高齢者等に対して、資金貸付と民生委員による必要な相談援助を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の向上、促進を図り、生活の自立と安定に向けた支援を県社協と共に行う。

また、失業者等であり日常生活全般に困難を抱えている人に、生活の立て直しのための資金貸し付けと継続的な相談支援など、自立を目指した支援を行う。

- (1) 計画的な償還につながるように、借受人・連帯保証人・民生委員と連携した支援の実施
- (2) 滞納者に対する償還指導の実施

1 1 緊急生活安定資金貸付事業（自主 1,200 千円）〈行動計画 11〉

生活困窮の状態にある人に対して、緊急的かつ一時的な資金貸付と必要な相談援助を行うことにより、経済的自立及び生活の安定を目指す。

- (1) 借受人に対する計画的償還指導及び生活課題に対する相談支援の実施
- (2) 滞納者に対する償還指導の実施

[廿日市・佐伯・吉和地域]

1 2 障がい児者指定居宅等介護事業（自主・廿日市・佐伯・吉和 24,385 千円）〈行動計画 4〉

自己決定を尊重し、地域で安心して暮らせる障がい児・者福祉の推進を目指す。

- (1) サービス提供に伴う契約実施
- (2) 訪問介護員の登録・派遣を実施
- (3) 研修会の開催
- (4) 県や厚生労働省への調査協力や関係機関との連携

[平成 31 年度重点的に取り組む事項]

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 支援の問題点を抽出し、改善に努める。・ 各事務所（廿日市・佐伯・吉和）間で連携し、ニーズに合った支援を行う。 |
|---|

基本目標（５） 多様な主体の強みを生かした 新しい支えあいを育てます

廿日市市内には多くの企業が存在し、さまざまな地域貢献活動が行われています。市社協も、イベント開催時の寄付や災害時の物品提供、サロンでの情報提供などの形で協力を得ています。

今後、さらに福祉の分野で、企業・事業所の社会貢献活動を推進していくためには、それぞれの企業の得意分野を分析し、福祉的課題を抱えている対象者とうまくマッチングすることが必要となります。

この目標では、地域ごとに企業とのつながりづくり、調査、プログラムづくり等の事業を、既存の事業の中に織り込みながら取り組んでいきます。

１ 災害救援事業（自主・共募 104千円）〈行動計画17〉

平常時の「共助」意識の市民への啓発と、緊急時に実働できるシステムとして「廿日市市被災者生活サポートボラネット」の活動を推進する。

- (1) 「廿日市市被災者生活サポートボラネット」推進会議（年２～３回）の開催
- (2) 講演会（年１回程度）の開催
- (3) 市域での災害シミュレーション及び各地域での防災講座等の企画実施（年１回程度）の開催
- (4) 被災市町における活動支援
- (5) 他市町との広域的な連携の強化（会議や災害時の連携の強化）

[平成31年度重点的に取り組む事項]

- ・防災講座等の開催について、市内の災害支援関連組織と協働して実施する。
- ・被災地での活動支援にあたったボランティアネットワークを構築し、経験を蓄積するとともに、継続的な活動につなげる。

２ 福祉人材育成事業（県社協助成・自主 1,092千円）〈行動計画17〉

廿日市市の福祉・介護人材の安定的な確保・育成・定着に向けた取組みを関係機関と協働して進める。

- (1) キャリアスタート（中学生）の受入れ
- (2) 社会福祉士受験に係る社会福祉援助技術実習の受入れ
- (3) 廿日市市福祉・介護人材確保等総合支援協議会の運営協議会（年２回以上）の開催
市内の関連団体からの福祉人材に関するニーズ、課題に対応する必要な取組みの構築。
- (4) 福祉施設職員相互研修事業の企画・実施

３ 日本赤十字社活動資金募集協力事業（日赤 1,700千円）〈行動計画17〉

地域住民にとって、赤十字活動が身近で親しみやすいものになるように赤十字事業の趣旨の周知・PRを行い、活動資金募集目標額の達成に努める。

- (1) 日赤活動資金募集運動の実施（５月）
- (2) 災害時に関係機関との密な連携による速やかな救援物資の交付
- (3) 災害発生時の義援金・救援金の募集及び救援情報などの周知
- (4) 市内の小・中学校への青少年赤十字加盟校へ新たな加盟の促進、必要に応じた事業説明の実

施

- (5) 赤十字奉仕団との連携、地域防災活動の支援
- (6) 赤十字講習会の実施及び開催案内

4 共同募金運動協力事業 <行動計画17>

地域住民が主体的に自分たちの地域を「持続可能な地域社会」にできる環境にするために、共同募金が民間福祉活動を支える重要な財源であるという趣旨を周知し、募金目標額の達成に努める。

- (1) 赤い羽根共同募金運動、歳末たすけあい運動の実施
- (2) 地域テーマ募金の普及推進
- (3) 地区別地域福祉推進会議等でのPRの実施
- (4) 共同募金委員会運営委員会、審査委員会の開催

5 福祉団体等支援事業（自主・共募・市補助 3,273 千円） <行動計画17>

福祉団体が実施する福祉事業に対し、活動に対する助成を行うことにより住民福祉活動及び自主運営を促進する。

- (1) 福祉団体及び福祉活動に対する助成金の交付
- (2) 各団体との協働事業の模索
- (3) 福祉関係団体事務支援事業(吉和、宮島)の実施

[平成31年度重点的に取り組む事項]

- ・助成団体評価シートを作成し、福祉団体への助成が適切であるか精査を行う。
- ・助成団体の福祉事業と社協事業との協働を図り、活動の活性化、普及等に努める。

地域事務所での取り組み

【廿日市地域】

《地域の特性と現状》

多彩な人たち 社会資源が集うまちふくしの要 はつかいち

廿日市市の中心に位置する地域です。昭和31年（1956）年、廿日市町・平良村・原村・宮内村・地御前村が合併して新・廿日市町が発足し、その後市制移行しました。

この町の名前の由来となった二十日の市は、観光協会を中心に毎月20日に実施されています。平成17（2005）年、最後の合併の後、新たな廿日市市の中心部として機能しています。

広電、JRの通る交通網の整備が比較的充実している沿岸部、広島市のベッドタウンとして開発された団地を抱える地域など地域性は多様です。

11の小学校区に自治組織があり、その地区で活動している組織や関係者が一堂に会した「円卓会議」で地区内での課題が協議されている場を持っているところもあります。

基本目標（1） 社会参加や役割発揮のための人づくり、参加の入口づくりを進めます

1 ボランティアセンター活動推進事業（自主・市補助・共募 367千円） <行動計画10>

福祉活動の担い手であるボランティアの活動が円滑に進められるように、また、市内の小中学校が取り組む福祉教育活動に対し支援する。

- (1) 計画的なボランティア活動推進体制の整備
- (2) 個人ボランティアに対する積極的な情報と活動の場の提供
- (3) 応援会議(近隣大学の学生と教職員等との連携による若い世代の担い手づくり)の実施
 - ア 大学との連携強化
 - イ ボランティア入門講座の開催
 - ウ 大学でのボランティア講座の開催
- (4) 他事業と連携したボランティア育成（遊びの教室、サロン事業）
- (5) ささえ愛ネットはつかいち廿日市支部の活動支援
- (6) 各地域の福祉まつりへのボランティア参加支援

[平成31年度重点的に取り組む事項]

・ボランティア活動者の掘り起こしと、多様な活動場所の創造

2 遊びの教室事業 (廿日市 自主・共募 141 千円) <行動計画1>

長期休暇中の在宅障がい児に豊かな経験の場や遊びの場を提供し、社会参加を促進すると共に民生委員やボランティアに障がいのある子どもを理解してもらうことで、地域の中の応援団を増やす。夏休み4回(うち1回は大野地域)、冬に1回実施。ボランティアセンターと連携して実施する。

[平成31年度重点的に取り組む事項]

- ・大野地域での開催や、市全域からの参加を可能とし、より多くの子どもの社会参加の機会を確保する。
- ・イベントの企画段階からボランティアに参画してもらい、障がいに対する理解をより深めてもらうような働きかけを行う。

3 精神障がい者福祉支援事業 (廿日市 共募 23 千円) <行動計画4>

当事者のニーズに応じた普及啓発講演会など、市社協にできる取組みを展開していく。

4 地域のつどい・サロン支援事業 (自主・共募・その他 1,132 千円) <行動計画15>

地域の中で気軽に「見守り」活動ができるための拠点(つどい・サロン)を作っていく。また、拠点が地域住民の力で自主運営され、地域に根付いた活動になるよう要望に応じた支援を行う。

- (1) 世話人の情報共有・不安解消のための交流会の実施(年4回)
- (2) 地域住民へのサロン紹介・取次ぎ
- (3) 地域のつどい・サロン支援助成金の交付(高齢者サロン以外)
- (4) 小地域のお茶の間づくり事業の推進
- (5) レクリエーション用品の貸出し
- (6) 計画的なサロン訪問によるニーズの把握
- (7) サロンマップの作成

5 あいプラザまつり事業 (廿日市 自主・共募 270 千円) <行動計画1>

- (1) 市社協活動の紹介、賛助会員の募集
- (2) 世代間交流の促進

ボランティア体験コーナーやパネル展示等でボランティア活動を紹介する。またサロン紹介や、平良小学校生による無料喫茶コーナーの開設などを通じて、世代間交流を深める。

- (3) ボランティア活動の機会の提供

市内福祉団体がバザー出店することで市民に団体を紹介し、つながりを深める。また、バザー出店している市内福祉団体同士の交流や学生ボランティアの参加によって、地域とのつながりづくりやボランティア経験を積む機会とする。

無料体験コーナー、展示コーナーおよびオープニングを含め市内作業所の活動を紹介する。

- (4) 共同募金活動の普及

廿日市小学校児童、市内作業所のメンバー及び廿日市地区共同募金委員会運営委員等による赤い羽根共同募金活動を実施する。

- (5) 3部門合同企画会議の開催

あいプラザまつりを構成する全3部門(ボランティア体験部門、作業所体験部門、バザー部門)で企画会議を開催することで、共同参画の意識向上を図り、支え合いの機会創出に取り組む。

む。

- (6) 市社協と市健康推進課（あいプラザ館内）、市生涯学習課（生涯学習フェスティバル）等と合同スタンプラリーの実施
- (7) 障がいのある方への社会参加の機会の提供
あいプラザまつりの準備及び当日の運営、障がい児・者が参加する機会を提供する。

基本目標（２） 組織（主体）の意識や活動を進化させます

１ 小地域ネットワーク事業（自主・共募 323 千円）＜行動計画15＞

廿日市地域内の11地区それぞれにおいて、「地域住民が問題に気づき、どうしたらよいか考え、力を合わせて問題解決に取り組む」ために仕組みをつくる。そのために必要な活動主体の組織化を計画的に進める。

また、組織化された活動主体を地区社協等として位置づけるとともに、協議協働機能を持たせることにより、生活支援体制整備事業における第3層協議体づくりにつなげる。

- (1) 活動推進に必要な助成
- (2) 必要な情報提供や助言
- (3) 活動や取り組みの見える化

[平成31年度重点的に取り組む事項]

- ・ 11地区のアセスメントの実施。
- ・ 第3層協議体未設置地区への地域組織化の支援。

基本目標（４） 社会的孤立を見逃さないための仕組みづくりを進めます

１ 不登校・ひきこもり支援事業（廿日市 自主・共募 340 千円）＜行動計画3＞

「学校に行っていないなくても」「就労していないなくても」当事者や家族が社会から孤立しないよう支援する。

また、「いじめ」や「貧困」など家族・地域などの関係性が子どもたちに影響を与えていることから、セーフティネットにかからない人たちにも目を向けた支援を検討していく。

- (1) 親の会（月1回）の開催
- (2) 不登校の子ども・ひきこもりの若者のサロン（週1回）の開催
- (3) 学習会・理解講座の開催

[平成31年度重点的に取り組む事項]

- ・ 大竹市社協、広島市佐伯区社協と合同で定期的に協議を行い、連動した講演会の実施や社会資源マップの共同作成を通して連携を図る。

【佐伯地域】

《地域の特性と現状》

やさしさで つながるまち さいき

廿日市市内の沿岸部と北隣にある吉和地域の間の山間部に位置する。昭和30（1955）年、佐伯郡津田町と浅原村・玖島村・友和村・四和村が合併して佐伯町が発足。その後、平成15（2003）年に吉和村とともに旧廿日市市と合併した。

地域の特性として、農村地帯で自然豊かな環境がある反面、若年層の都市部への流出、少子高齢化により過疎化が進行している。

福祉の面では、高齢者総合サービスセンター「さいきせせらぎ園」「ゆうわせせらぎ園」、障害者支援施設「広島ひかり園やすらぎ」「広島ひかり園まごころ」、障害者支援施設（知的障がい者更生施設・生活介護・グループホーム）、「友和の里」、就労継続支援B型「夢工房」、「にじのえき」、福祉ホームB型「エスペランサ」といった様々な分野の福祉施設があり、充実している。

基本目標（１） 社会参加や役割発揮のための人づくり、参加の入口づくりを進めます

1 ボランティアセンター活動推進事業（自主・共募 240 千円）＜行動計画10＞

福祉活動の担い手であるボランティアの活動を支援する。

- (1) ボランティアに関する相談・調整・情報提供等の各種支援
- (2) れすとはうす「花かご」の管理運営
- (3) ささえ愛ネットはつかいち佐伯支部「ひまわり会」の支援
- (4) ボランティア養成講座の開催
- (5) ヤングボランティアスクールの開催

ア ボランティアに関心のある学生を対象に年間を通したボランティア体験等の実施

イ ボランティアに関心のある小学生を対象にした夏休み体験学習の開催（福祉施設の利用者との交流など）

2 障がい児・者福祉支援事業（自主 128 千円）＜行動計画3＞

障がいのある人とその家族への理解を深めていただき、地域で支え合う仕組みづくりを進める。

- (1) 障がい児地域支援システムの構築

関係機関と連携し、未就学から学齢期それぞれのライフステージで障がいのある子どもたちに、どのような支援や関わりが必要なのかを協議するなど当事者及びその家族への支援を行う。

ア 療育相談会の開催

イ 津田市民センターとの共催による、障がい児を対象とした交流事業の実施

- (2) わんぱく旅行実行委員会への支援

障がい児・者の社会参加の促進、保護者の交流・情報交換・相談の場となる事業を行う。

3 精神障がい者福祉支援事業（自主・共募 35 千円）＜行動計画4＞

精神保健福祉についての理解者や支援者を増やし、地域での支援体制づくりを進める。

(1) 当事者支援

ア 精神保健福祉サロン「ちゅうりっぷの会」への支援

イ おしゃべりサロン「こぶし会」(家族会)への参画

(2) ボランティア養成

精神保健福祉について啓発するとともにボランティア及び関係者の資質向上のため、「精神保健福祉講座」を開催する。

4 地域のつどい・サロン支援事業 (自主・共募 380 千円) <行動計画4>【重点】

地域のつどい・サロンの円滑な運営を支援し、新規立ち上げを推進する。

(1) サロン連絡会議や講座を通じた、世話人同士の交流と情報提供の実施

(2) サロンづくりの支援及び助成金の交付

(3) 出前サロンの開催

(4) 玖島・津田・浅原・友和の市民センターで開催する音楽サロン「オルゴール」(毎月各市民センター1回)の開催

(5) 未就園児を育てる保護者と子どものサロンへの支援
(佐伯・吉和子育てネットワーク会議参画)

(6) 小地域のお茶の間づくり事業の推進

(7) レクリエーション用品の貸出し

[平成31年度重点的に取り組む事項]

・各地域のコミュニティと連携し、地域のつどい・サロンの運営支援、新規立ち上げを推進する。また、関係機関と連携し、サロンが開催されていない小集落へ出掛け、出前サロンを開催する。

基本目標(2) 組織(主体)の意識や活動を進化させます

1 地域福祉活動事業 (自主 225 千円) <行動計画13>【重点】

福祉課題解決のために、地域住民や福祉関係機関と連携し、地域で支え合う仕組みづくりを推進する。

(1) 福祉委員活動推進事業

ア 地域の福祉問題やニーズを発見し、課題解決のために近隣住民に働きかけ、地域で協力・連携することを目的とした福祉委員活動を推進させる。

イ 年2回(4月・9月)福祉委員会議を開催し、福祉委員の役割や、社協会費・共募募金活動等の協力について、玖島、友和、津田・四和、浅原の4地区と、地域全体会を行う。

(2) 福祉施設等連絡会の開催

佐伯地域での施設間の交流・連携を図り、共通の問題を取り上げ、今後の取組みについて検討する場として福祉施設等連絡会を運営する。

また、個別支援については、地域ケア会議等を随時開催する。

ア ヤングボランティアスクールへの協力

イ 市民交流事業(各地域福祉まつり)を通じた連携

ウ 施設長会議・連絡会議の開催

(3) 広報啓発活動

佐伯地域の福祉情報紙「ひまわり日和」の発行

(4) 過疎地域における福祉活動の促進

関係機関との連携のもと、過疎地域における福祉活動の活性化を図る。

(5) 各地域のコミュニティ支援

- ア 玖島、友和、津田・四和、浅原のコミュニティ活動支援及び助成金
- イ 地域のつどい・サロンの運営及び活動支援
- ウ 地域での支え合い体制づくりに向けた、地域課題についての検討会の開催

[平成31年度重点的に取り組む事項]

- ・佐伯支所をはじめ、民生委員児童委員協議会や地域の福祉施設、各地域のコミュニティなど関係諸機関と連携し、過疎地域における福祉問題やニーズを探りながら、出前サロンなどを開催し、各地域における社会福祉活動事業を推進する。

基本目標（3） 地域の問題解決に必要な情報を共有します

1 地域福祉活動事業（基本目標（2）－1）

(1) 広報啓発活動

佐伯地域の福祉情報紙「ひまわり日和」の発行

2 心と心のハーモニーフェスタ（団体助成事業：自主・共募 933 千円）

福祉施設や行政・関係機関と連携し、「実行委員会」による地域ぐるみのイベントを目指す。

【吉和地域】

《地域の特性と現状》

自然と めくもりの里 よしわ

吉和地域は、廿日市市北部に位置し、佐伯地域と接して中山間地域で、西は山口県岩国市（錦）、島根県益田市（匹見）と北は安芸太田町に隣接し、標高580メートルの高冷地で、夏は涼しく、冬は厳しい積雪寒冷地である。

明治22年の町村施行により誕生した「吉和村」は114年の歴史を閉じ、平成15年に廿日市市・佐伯町と合併した。地域的には林業・農業が盛んである、また、ここ数年は特に高齢化が進み過疎化が顕著である。

福祉施設はデイサービスセンターがあり、医療施設も吉和診療所があるのみである。

こうした中、吉和で高齢者が最後まで住み慣れたところで生活ができるように、平成25年に「生涯暮らし続けられる吉和地域を考える福祉座談会」を開催し、平成26年「生涯住み続けられる吉和地域をつくる会」という住民主体の団体が立ち上がった。平成28年には住民主体の活動組織として、NPO法人ほっと吉和が創設され、平成29年には、人材センター事業、泊りの見守り事業を開始している。

このことにより、地域の課題は地域で解決できる仕組みができつつある。

基本目標（1） 社会参加や役割発揮のための人づくり、参加の入口づくりを進めます

1 ボランティアセンター活動推進事業（共募 48 千円）〈行動計画10〉

- (1) ボランティアに関する相談・調整・情報提供等の各種支援
- (2) ささえあいネットはつかいち吉和支部（ボランティア吉和）の支援

2 地域のつどい・サロン支援事業（共募 10 千円）〈行動計画15〉

- (1) 吉和福祉センターでふれあいサロン「カラーリングのつどい」の（1～3月、毎週1回）の継続
- (2) 年間を通した「囲碁のつどい」（毎週金曜日）の開催
- (3) 歌が好きな人のための「カラオケサロン」（1月～3月までは毎週月曜日、それ以外は月2回）の開催
- (4) 手芸が好きな人による「よりあいサロン」（1月～3月までは毎週水曜日、それ以外は月1回）の開催

基本目標（3） 地域の問題解決に必要な情報を共有します

1 いきいき活動推進事業（基本目標（4）－4）

社協だより「めくもり」の発行

毎月1日、吉和地域福祉だより「めくもり」を発行し、地域活動の報告や講座の呼びかけ等を行うことで、成果を共有し、活動の活発化及び意識の向上を図る。

2 すこやかプラザまつり開催事業（共募 25 千円）〈行動計画1〉

ボランティア活動やサロン活動等について展示による紹介や、よしわせせらぎ園や地域包括支援センターによる活動紹介を通して、福祉コミュニティの醸成を図る。

基本目標（４） 社会的孤立を見逃さないための仕組みづくりを進めます

１ 多機能サロン実施事業（自主・共募 342 千円）〈行動計画1〉

高齢者等サロン、福祉作業所、障がい者デイサービス、子育てサロン等の要素を併せ持った多機能サロン「すこやかサロン」を実施する。

障がいや高齢により社会参加活動が難しい状況にある人等が、仲間関係にある人と規則正しい生活を送ることで、地域や自宅で孤独感を感じず、また、心身共に健康な生活を送ることができるように週１回、軽作業や物づくり、食事づくりを中心にした日中活動の場づくりに取り組む。

２ 障がい者福祉事業（市委託 1,038 千円）

（１）知的障がい者生活訓練教室開催事業 〈行動計画4〉

知的障がい児・者の社会参加促進のため、日常生活に必要な訓練や創作活動等について、多機能サロン「すこやかサロン」実施事業と並行して実施する。

（２）障がい者スポーツ教室開催事業 〈行動目標3〉

スポーツ教室を行うことで障がい者の自立と社会参加の促進及び体力の向上を図る。

また、小・中学生を含めた地域住民も参加することで、普段、接することの少ない障がい者スポーツへの関心を高め、同時に障がい者の理解を深めることで、他の地域活動等におけるボランティア参加の促進を図る。

３ いきいき活動推進事業（自主・共募 501 千円）〈行動計画17〉

吉和地域の地域課題やニーズから、地域の取組みへと発展させるために次の各事業を展開する。

（１）「生涯暮らし続けられる吉和地域をつくる会」の開催、活動支援【重点１】

誰もが生涯暮らし続けられる吉和地域になっていくための仕組みづくり（人づくり・活動の場づくり・つながりづくり）を地域住民が主体となって取り組めるように支援する。

（２）一人暮らし高齢者等懇談会「あつまろう家」実行委員会への助成【重点２】

助成金の交付及び企画、実施についての側面的支援を行う。

（３）子育てサロンの実施

保育園・支所・市民センターとの共催で、未就園児とその親を対象に子育てサロンを開催し、子育ての悩みや孤立感を軽減する。

（４）福祉車両の貸出し

住民のコミュニティ活動推進のため、福祉団体等に対し「たすけあい号」の貸出しを行う。

（５）社協だより「ぬくもり」の発行

毎月１日、吉和地域福祉だより「ぬくもり」を発行し、地域活動の報告や講座の参加呼びかけ等を行うことで、成果を共有し、活動の活発化及び意識の向上を図る。

（６）葬祭用具の貸出し

自宅や集会所等の地元で葬祭を執り行う場合に、社協が所有する葬祭用具一式を貸し出すことを通して、地域のコミュニティ活動を支援する。

[平成31年度重点的に取り組む事項]

- ・「生涯暮らし続けられる吉和地域をつくる会」を、吉和地域の第2層協議体と捉え、協議の場の提供、情報提供・情報収集・啓発研修などを行う。NPO法人「ほっと吉和」についても後方支援を行う。
- ・外部からの支援を受け入れる体制をつくる。

【大野地域】

《地域の特性と現状》

みんなが チカラを だせるまち

宮島の対岸に位置し、東西に長い地形で、居住区は沿岸部に集中しており、国道2号、山陽自動車道という主要道路及びJR山陽本線がその居住集落を横断しています。

地域は「区」と呼ばれる11の行政区に分かれており、大野第11区については、大竹市飛地の中に点在する松ヶ原地区と佐伯地域に隣接する渡ノ瀬地区で構成されています。

地域の様々な活動は、区を中心に実施されており、ふれあいいきいきサロンなどの小地域福祉活動は、各区で組織されている「福祉部会」が担っています。

基本目標（1） 社会参加や役割発揮のための人づくり、参加の入口づくりを進めます

1 ボランティアセンター活動推進事業（自主・共募・その他 185千円）＜行動計画10＞

(1) ボランティアセンターの機能強化

ボランティア活動の推進拠点である「ボランティアセンター」の機能強化を図り、ボランティア（個人及びグループ）が活動しやすいよう、相談・需給調整・養成・広報紙の発行などの基盤整備を行う。

(2) ボランティア学習の推進

ア ボランティア学園の開催

大野地域の小学生を対象に、多くの人との交流や活動を通じ、ボランティアに対する意識と理解を深めるため、次の活動を行う。

(ア) 視覚障がい、聴覚障がいなど障がいの理解、点字や手話、音訳、ガイドヘルプの学習

(イ) 福祉施設（アダージョ・洗心園等）で共同作業、入所者との交流促進

(ウ) 障がい者団体や家族会、中・高校生と一緒に「小さな夏まつり」のスタッフとして活動

イ 小学校での福祉ボランティア学習の推進

(ア) 大野西小6年生のボランティア学習

(イ) 大野東小3年生のボランティア・介護学習

(3) ささえ愛ネットはつかいち大野支部「大野ボランティア連絡協議会」の支援

(4) 大野地域の児童・生徒が取り組む地域社会貢献活動に対する活動支援

大野地域の児童・生徒が取り組む地域社会貢献活動に対する助成金の交付や活動支援

ア 県立宮島工業高校の地域貢献活動支援

イ 大野子どもクラブ「ビッグ・フィールド大野隊」の地域貢献活動支援

[平成31年度重点的に取り組む事項]

・地域住民や関係団体の協力の下、児童、生徒が取り組む地域貢献活動の推進を図る。

2 障がい児者地域生活支援事業（自主・共募・その他 160千円）＜行動計画4＞

障がいのある人の地域参加・交流を促進し、地域で暮らし続けたいと思える地域づくりを進める。

(1) 障がいのある子どもを育てる家族の「おしゃべり会」の開催

障がいのある子どもを育てる家族が自由に集い、お互いの子育てについての情報交換や交流の場である「おしゃべり会」を月1回程度開催する。

(2) 当事者活動の支援

当事者団体であるハーモニーOB・OGの活動を支援する。

(3) 大野障がい者団体連絡協議会の支援

ア 会議への参加

会議に参加し、意見交換、活動の助言、及び情報共有を図る。

イ 小さな夏まつりの開催協力

小さな夏まつりの開催に当たり、関係団体との調整や運営支援を行う。

ウ 交流会の開催協力

障がい者の交流会の開催にあたり、関係団体との調整や運営支援を行う。

(4) 精神保健福祉ボランティアの発掘・育成

ア 本人やその家族の自主活動の支援

イ 精神保健福祉ボランティアの育成

(5) ソーシャルクラブ「プラム」へのボランティア調整

ボランティア活動の場を確保するため、ソーシャルクラブ「プラム」へのボランティア調整を行う。

(6) 障がい理解講座の開催

障がい理解と、障がい児者の地域生活支援のため、講座を開催する。

[平成31年度重点的に取り組む事項]

- ・障がい者の地域活動への参加を促し、地域住民の障がいに対する理解を深める。

3 地域のつどい・サロン支援事業（自主・共募 394千円）〈行動計画15〉

(1) 地域のつどい・サロン支援助成

各区で開催される地域のつどい・サロンの活動費を助成し、安定的運営を図る。

(2) ふれあいサロン活動概況調査

各区で開催される地域のつどい・サロンの概況を把握し、地域住民への情報提供等に役立てる。

(3) 世話人交流会の開催

各区のサロン世話人同士の情報交換や社協からの事業提案などにより、サロン運営の活性を促す。

(4) レクリエーショングッズの貸出し

各区で開催される地域のつどい・サロンで活用するレクリエーショングッズを貸し出す。

[平成31年度重点的に取り組む事項]

- ・各区のサロン活動を他区の活動の参考にしてもらうため、サロンを訪問した時の様子を「サロン訪問記」として発行し、広く広報する。
- ・レクリエーショングッズの貸出し促進を図る。

基本目標（2） 組織（主体）の意識や活動を進化させます

1 ふれあいのまちづくり推進事業【重点】（自主・共募 5,304千円）〈行動計画5〉

誰もが、住み慣れた地域で暮らし続けていくために、現行で実施されている福祉サービスだけでは解決できない福祉ニーズを解決するための仕組みを地域の福祉を推進していく機関等の連携の中で考えていく他、大野の各区で取り組まれている実践を大野地域に広報する。

(1) 地域福祉推進委員会の開催

大野地域の福祉課題の共有及びその解決策について考えていく地域福祉推進委員会（第2層協議体）を、年2回以上開催する。

(2) 地域福祉推進研究協議会の開催

地域で福祉活動に関わる住民を対象とした研修を年1回開催する。

(3) 各種地域福祉活動への助成

ア 一般会費地区交付金

各区に一般会費の7割を交付し、地域福祉活動の推進を図っていく。

イ 地区福祉活動費助成

(ア) 自主活動助成

地域の高齢者や障がい児・者、子どもを対象に行われる大野地域の区の自主活動による支え合い活動に対し、その経費の一部を助成する。

(イ) 福祉部会活動助成

地域の高齢者や障がい児・者、子どもを対象に行われる大野地域の区の福祉部会による支え合い活動に対し、その経費の一部を助成する。

(ロ) サロン開催助成

地域の高齢者や障がい児・者、子どもを対象に行われる大野地域の区のサロン開催に対し、その経費の一部を助成する。さらに県社協の「地域のお茶の間づくり」事業の指定終了地区に対し、指定終了後の2か年に限り助成を継続する。

(ハ) 広報協力活動助成

広報紙の戸別配布に協力する区に対し、配布部数に応じた助成をする。

ウ 給食サービス助成

区の福祉部会が地域ボランティアを募り、地区内の一人暮らしの高齢者及び障がい者世帯等に、食事の提供と安否確認を行う事業に対し、活動経費の一部を助成する。

(4) 地区環境美化活動（花いっぱい運動）の推進

各地区の花いっぱい運動を支援し、住民同士及び障がい者施設との交流を図る。

(5) 大野福祉ふれあいまつり実行委員会の支援

「おおの健康福祉フェスタ」の福祉部門を企画・運営する「大野福祉ふれあいまつり実行委員会」への助成及び運営支援を通じ、住民への福祉啓発を図っていく。

(6) ふれまちだよりの発行

大野地域版の広報紙「ふれまちだより」を偶数月に発行する。

(7) 車いすの貸出し

在宅で緊急的かつ一時的に車いすを必要とする人に、日常生活上の負担の軽減や、社会参加等のための用具として貸出しを行うほか、学校や地域における福祉体験活動等の用具として貸出し、市民の地域福祉に対する関心と理解を深める。

[平成31年度重点的に取り組む事項]

- ・大野地域の第2層協議体となった大野地域福祉推進委員会で、地域の福祉課題及び生活支援サービスの開発についての議論が進むような運営を目指す。
- ・地区環境美化活動での花苗の地区別配布数を見直す。

基本目標（3） 地域の問題解決に必要な情報を共有します

1 事務局運営事業 (自主・その他 778 千円)

大野地域の福祉推進の拠点となる本会大野事務所を運営する。

[平成 31 年度重点的に取り組む事項]

- ・大野支所新庁舎への事務所移転を機に、地域の福祉の窓口としての機能拡充を図る。

基本目標 (4) 社会的孤立を見逃さないための仕組みづくりを進めます

1 高齢者等移送サービス事業 (共募 356 千円) <行動計画 4>

通院や買物などの日常生活の利便向上や社会参加の促進を図るため、交通不便地域を含む大野地域全域を対象として、巡回車両を運行する。

[平成 31 年度重点的に取り組む事項]

- ・運行時間及びルートの見直すことにより、
- ・利用料の徴収方法について、

【宮島地域】

《地域の特性と現状》

古い文化を じっくりしみ一人ひとりに 優しい 地域づくり

宮島に人が住み、町の形態を整えるようになったのは室町時代に入ってからのことです。

江戸時代になると島の中には広島藩直属の奉行所が設けられ、信仰の地としてだけでなく、交易が行われ、商業都市としても発展し、明治22（1889）年に「厳島町」として町制が敷かれ、昭和25（1950）年には「宮島町」に町名変更し、平成17（2005）年に廿日市市と合併しました。その間人口は、昭和22（1947）年の5,197人をピークに減少し続けています。日本三景のひとつ、「安芸の宮島」として、また、平成8年には世界文化遺産に指定され、全国的に広く知られる宮島には、厳島神社や大鳥居、五重塔などの国宝や国の重要文化財をはじめ、昔ながらの町並みが残った町家通り、滝小路など、趣深いスポットが多くあり、国内外より多くの観光客が訪れることから、島内には「観光」を意識した「みやげ物屋」「飲食店」「旅館・ホテル」などが多く存在します。宮島では、そこに暮らす人たちは当然「地域の構成員」ですが、「観光」という営みそのものも地域を構成する重要な要因であり、また、本土から宮島へ渡り「経営」ということに携わる人たちも重要な「地域の構成員」です。「観光」という営みが、島（地域）の人たちの暮らしに大きく関係している地域です。

基本目標（1） 社会参加や役割発揮のための人づくり、参加の入口づくりを進めます

1 地域のつどい・サロン支援事業 <行動計画15>

(1) サロン活動相談支援

ア サロンにきんさい（毎月2回 第1・第3水曜日）

イ すずめ会（毎月2回 11・25日 ※当日が日曜日の場合、土曜日に開催）

(2) レクリエーション用品の貸出し

基本目標（3） 地域の問題解決に必要な情報を共有します

1 地域ふれあいフェスタ（団体助成：自主・共募 125千円） <行動計画1>

地域ふれあいフェスタ実行委員会の主催で、宮島福祉センターで開催。社協や、福祉団体の活動紹介を行う。

基本目標（4） 社会的孤立を見逃さないための仕組みづくりを進めます

1 高齢者自立支援事業【重点】（自主・共募 242千円） <行動計画5>

地域での孤立や閉じこもりを解消し、地域見守り活動の役割を担った事業を実施する。

- (1) 高齢者給食サービス事業の実施
- (2) ひとり暮らし高齢者懇談会の実施
- (3) あんしんほっとコール事業の実施

[平成31年度重点的に取り組む事項]

- ・給食サービス、懇談会については、各団体と連携を図り、参加者以外の人たちの情報を収集し、孤立状態の人の発見につなげている。今後も連携を密にし、情報共有していくことで、高齢者が安心できる生活を実現していく。
 - ・あんしんほっとコールについては、利用者の生活状況等の確認を行い、見守り活動を推進していく。
- 当事業について、地域情報誌や行事ごとの場で説明を行うとともに、地域包括支援センターやケアマネージャーより利用対象になる方に案内していただき、利用者の増加につなげる。

2 福祉コミュニティ支援事業（自主・共募 17千円）〈行動計画13〉

福祉コミュニティづくり推進を目的とした住民参加型の事業を実施する。

- (1) 紙門松配布事業の実施
- (2) 葬儀用具貸出事業の実施

～円滑な事業推進体制のために～

「市民生活に即応した社協の仕事を市民とともに」、そうした基本認識の下で、計画目標を持った適正な執行管理を実現し、地域福祉の具現化を図るため、自立した「ありたい廿日市市の地域福祉の姿」の創出を目指します。

1 職員人材育成事業

職員の人材育成として、これからの市社協の方向性を共有するため、常勤職員、嘱託職員及び非常勤職員を対象に「職員全体研修会」を開催します。

また、新規採用職員には市社協内の事務の基本を身に着けるための事務研修を開催し、その他各職員のキャリアに応じたキャリアアップ研修、県社協主催の各種研修や関連団体等が開催するテーマ別の専門研修などに積極的に参加させるなど、市社協を担う人材の育成に努めます。

(1) 職員全体研修会の実施

- ア 各種研修会等参加報告
- イ 平成31年度事業の中間評価と今後の方向性
- ウ 災害ボランティア活動の実践研修

(2) 職員研修の実施・参加・受講

- ア 新規採用研修
- イ キャリアアップ研修（初任者コース、中堅職員コース、チームリーダーコース）
- ウ 専門研修

役員会等開催計画

1 評議員会

	時期	主な議題
定時	6 月	(1) 平成 3 0 年度事業報告及び資金収支決算について (2) 役員（理事、監事）の選任について
定時	1 1 月	(1) 平成 3 1 年度資金収支予算の補正について
定時	3 月	(1) 平成 3 2 年度事業計画及び資金収支予算について (2) 平成 3 1 年度資金収支予算の補正について
臨時	随時	臨時案件

2 理事会

	時期	主な議題
定時	6 月	(1) 平成 3 0 年度事業報告及び資金収支決算について (2) 新役員候補者の承認について（任期満了）
定時	1 1 月	(1) 平成 3 1 年度資金収支予算の補正について
定時	3 月	(1) 平成 3 2 年度事業計画及び資金収支予算について (2) 平成 3 1 年度資金収支予算の補正について
臨時	随時	臨時案件

3 正副会長会議

	時期	主な議題
定時	6 月	(1) 平成 3 0 年度事業報告及び資金収支決算について
定時	1 1 月	(1) 平成 3 1 年度資金収支予算の補正について
定時	3 月	(1) 平成 3 2 年度事業計画及び資金収支予算について
臨時	随時	臨時案件

4 監査会（監事会）

時期	主な内容
5 月	平成 3 0 年度事業報告に対する監査
5 月	平成 3 0 年度資金収支決算に対する監査
1 1 月	平成 3 1 年度上半期の事業に対する中間監査
1 1 月	平成 3 1 年度上半期の会計・財産状況に対する中間監査
理事会等開催月	理事会・評議員会への出席

5 役員等の研修

- (1) 職員全体研修への参加
- (2) 夏季大学
- (3) その他

市主催や広島県社会福祉協議会主催等の研修、講演会等